

1. 件名：福島第一原子力発電所における非常用ディーゼル発電機過給機の点検結果報告に係る面談
2. 日時：令和5年11月27日（月）13時30分～14時00分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
松田室長補佐、椎名係長
原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門
志賀上級原子炉解析専門官
東京電力ホールディングス株式会社
原子力運営管理部 保守管理グループ 担当1名（Web会議システムによる出席）
福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当1名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当1名（Web会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、柏崎刈羽原子力発電所1号機非常用ディーゼル発電機（B）過給機軸固着事象に関連し、福島第一発電所の所内共通ディーゼル発電機（A）の過給機の点検を実施したことから、6月（B）の点検結果報告に引き続き、今般（A）の点検結果について資料に基づき以下の説明を受けた。

- 過給機のロータ軸中心から各タービンプレードワイヤ孔位置までの寸法を計測し、隣り合うタービンプレードワイヤ孔位置の差を測定した結果は最大0.20mmであり、継続使用可否判定フローの第一判定である設計上の最大孔位置ずれ寸法0.32mm以内であることを確認した。その結果、点検フローの第一判定を超えていないことを確認した。
- 今後、福島第一原子力発電所で未点検である所内共通ディーゼル発電機5号機非常用ディーゼル発電機（B）及び6号機非常用ディーゼル発電機（A）について点検が終了し次第順次原子力規制庁に報告を行う。なお、次回報告予定の5号機非常用ディーゼル発電機（B）は、令和5年度第4四半期に点検を実施予定であり、同期中の報告を目途とする予定である。

○原子力規制庁は、上記説明内容について確認した。

6. その他

資料：

- 非常用ディーゼル発電機過給機の点検結果について
- 各プラントの水平展開実施計画及び実績

以上